

公 民 館 ひ ろ ば

東峰 Jr. みらい塾～魚釣り

6月3日(土)東峰 Jr. みらい塾は、ポーン太の森キャンプ場下の河川で魚釣りを行いました。児童38名に保護者を含む大人の方18名の大人数でしたので、広い河川敷も狭く感じられ、糸のからまりがあちらこちらである、にぎやかな魚釣りとなりました。大きなヤマメを釣り上げた児童は大喜びで、みんなの注目を浴びていました。今回、社会教育委員の皆さんが糸のからまりをほどこいたり、釣りの指導を手伝ったりして下さいました。危険がある川遊びを皆で注意して楽しい場所に出来たらと思います。



第1回歴史講座「朝倉遺跡ロード散策」

6月4日(日)東峰村公民館佐々木孝館長の案内で、朝倉市の歴史散策を行いました。今回は恵蘇八幡宮・橋の広庭・桂池や山田堰・甘木歴史資料館などを見学しました。

最初に訪れたのは、恵蘇八幡宮です。ここは、齊明天皇・天智天皇にゆかりのある神社です。小倉百人一首の第1番「秋の田のかりほの庵のともをあらみ我が衣手は露にぬれつつ」という歌は、この地で詠まれたといわれています。橋の広庭は、今から約1300年前齊明天皇が朝鮮の百濟救援のために、九州に来られた時朝倉宮として造営したものです。

恵蘇八幡宮の近くにある山田堰は、アフガニスタンの灌漑工事(農地に外部から人工的に水を供給すること)の見本とされた井堰で、250年たった今でも活躍している姿を見学しました。

甘木歴史資料館では、九州横断道路の工事の際に見つかった遺跡から出土した展示品の説明を受けながら見る事ができました。

杷木町では、志波地区の円清寺に行き、栗山大膳の話の聞くとともに、橋の広庭志波説についても学ぶことができました。皆さんも一度、散策してみませんか。

次回(11月予定)は、秋月・三奈木散策を予定しています。多くの方の参加をお待ちしています。



『らぶすぽ東峰』 次回予告

総合型地域スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	目 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	7月24日(月) 19:30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	8月9日(水) 19:30～	会員500円 非会員1,000円 ※マットはこちらで準備します。

今月の協力隊活動日誌は津田隊員・板谷隊員2名でお送りします!!



津田隊員

協力隊に就任してもうすぐ一年が過ぎようとしています。

活動も少しずつ板についてきて、いずみ館での「だんらん畑」は5月で最後でしたが、「いきいきサロン事業」を活用して各公民館などで食事会を行いました。3月から始めたWWOOF (WorldWideOpportunities on OrganicFarms 有機農場で働きたい人) で今回は韓国、フランス、スイスからお招きし、自分の活動を手伝ってもらいながら村民の方との交流も少しですができました。

また「移住者の会」という食事会を協力隊のイベントとして始め、より深い形での交流になればと思います。

- また、岩屋神社のお祭りやつづみの里でのバザーなどで農産加工品の販売を行い、現在は「つづみの里」で販売も行っています。
- 各種イベントの詳細は農林観光課地域おこし協力隊 津田までご連絡ください。



板谷隊員

今年、初めて蛍を見ました。蛍を見るのは初めてで、暗闇の中、黄色い光が飛び交う様子は幻想的でした。この風景を写真に収めようと撮影をしましたが思うように撮れず、何度かチャレンジしてもやはりダメでした。なんともくやしい！来年こそはリベンジしたいと思います。

そんな中、6月3日(土)に行われた「ほたる祭」に広報担当として写真を撮りに行ってき

- ました。夜になるにつれて来場者も増え、会場は大賑わい。こんなにも人が多いなんてびっくりです。私のように、蛍を初めて見る方もいらしたんじゃないでしょうか。蛍がこんなに身近な存在に思える東峰村はやはり素敵な場所だだと思います。

地元に戻りこのような話をすると、「東峰村は季節が感じられていいわね」と言われます。春にはシャクナゲが咲き、終わるころには田植えが始まる。6月には蛍が飛び、夏には、親水公園で水遊びをする子どもたちの笑顔があふれる。季節の移り変わりを肌で感じることができる東峰村は良い場所です。これからもその時期ならではの風景を写真に収めていきたいと思っています。

農村ビジネスとして各種イベント活動を行っています!!



▲韓国のwwoofer テホさん



▲季節のジャムと野菜味噌

地域情報発信支援で広報紙やブログなど更新をしています!!



▲ほたる祭



▲賑わう会場内



役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311
小石原庁舎：74 - 2311

農林観光課

◆消費生活相談窓口からのお知らせ

～困った時は一人で悩まずご相談ください～

相談できること

- 返済しきれないほどの借金を抱えてしまった
- 衣・食・住に関する商品・サービスへの苦情やトラブルが発生した
- 突然訪問してきた業者と契約を結んでしまったが解約したい
- 電話やインターネットの利用、新聞広告などを見て買物をしたらトラブルになった
- 購入した商品などの不具合によってケガをしたり、危険を感じた 等

お役立ち情報

- リコール情報・悪質商法の手口などの消費者被害の未然防止に関する情報など
消費者に役立つ情報の発信

○専門の相談員が対応します。
村内在住者、在勤者、または在学者を対象に行っております。
なお、相談等は**無料**で、**秘密厳守**です。

相談日時：毎週月曜日と水曜日（祝祭日を除く）
午前 10 時から午後 4 時まで
相談場所：東峰村役場農林観光課内相談室



お問合せ

東峰村消費生活相談窓口（電話：23-8284）

住民税務課

◆高濃度 PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した機器の処分期間について

平成 28 年 8 月 1 日から高濃度 PCB を使用した機器を、原則下記期間までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に処分委託することが義務付けられました。

また法改正に伴い、届出内容の変更、追加が行われています。

高濃度 PCB 使用製品・廃棄物	処分期間
大型変圧器・コンデンサ等	H30.3.31
安定器及び汚染物等	H33.3.31

所有する機器に PCB が含まれていることが判った場合は、速やかに、県保健福祉環境事務所に連絡してください。

高濃度 PCB を使用した大型変圧器・コンデンサー等の処分期間は H30.3.31 までです。特に昭和 52 年 3 月以前の古い工場やビルについては、機器がないか今一度確認願います。

お問合せ

北筑後保健福祉環境事務所（電話：0942-30-1058）

■ 70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費制度について

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70 歳以上 75 歳未満の方の限度額が平成 29 年 8 月と平成 30 年 8 月の 2 回に分けて変更されます。

70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額（月額）

平成 29 年 7 月まで			平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月まで		
所得区分	外来	外来+入院	所得区分	外来	外来+入院
	(個人単位)	(世帯単位)		(個人単位)	(世帯単位)
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円+ (医療費 - 267,000 円) × 1%	現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円+ (医療費 - 267,000 円) × 1%
一 般	12,000 円	44,400 円	一 般	14,000 円 (8 月~翌年 7 月の年間限度額 144,000 円)	57,600 円
低所得者 Ⅱ	8,000 円	24,600 円	低所得者 Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者 Ⅰ	8,000 円	15,000 円	低所得者 Ⅰ	8,000 円	15,000 円

平成 30 年 8 月からの改正については、別途お知らせいたします。

なお、国保加入者のみなさまには、7 月 15 日配布の納税通知書と一緒に国保制度改正についてのリーフレットを同封していますので、そちらをご覧ください。

■ 65 歳以上の方が療養病床に入院したときの居住費について

65 歳以上の方が療養病床に入院したときの居住費について、平成 29 年 10 月と平成 30 年 4 月の 2 回に分けて変更されます。

区 分	平成 29 年 9 月まで	平成 29 年 10 月~ 平成 30 年 3 月まで	平成 30 年 4 月から
医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の方）	320 円/日	370 円/日	370 円/日
医療区分Ⅱ・Ⅲ (入院医療の必要性の高い方)	0 円/日	200 円/日	
難病患者	0 円/日	0 円/日	0 円/日

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（電話：74-2311）

◆ 8月から後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成29年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証（水色）の有効期限は、平成30年7月31日までの1年間となっており、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（水色）を医療機関の窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（水色）が届かない場合は、東峰村役場 保健福祉課（電話：74-2311）へお問い合わせください。

後 後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	319410 [印]

注 意 事 項
1. この証は、大切に保管してください。
2. 医療機関等で診療を受けようとするときや調剤薬局で薬剤を受けられるときは、この証をその窓口で提示してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときには、ただちに、この証を市（区）町村に返却してください。
4. 被保険者の資格がなくなった人がこの証で診療を受けた場合、その費用は返していただきます。
5. 転出するときは、この証を添えて、市（区）町村に届け出てください。
6. この証の記載事項に変更があったときには、すみやかに、市（区）町村に届け出てください。
7. 交通事故や他人から傷害を加えられ、この証を使用するときは、必ず、市（区）町村に届け出てください。
8. 有効期限を経過したときには、この証は使用できません。
9. 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。
お問い合わせは、お住まいの市（区）町村または広域連合へ
臓器提供に関する意思表示欄
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、臓器提供及び骨髄提供を希望する（希望のいずれでも、移植の為に臓器を提供します）。
2. 私は、必要が認められた場合に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
※又は2を希望の方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。 【心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球】
【特記欄： 】
署名年月日： 年 月 日
本人署名（白墨）：
家族署名（白墨）：

◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証と言います。）の有効期限は、平成29年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの方で、平成29年度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である方が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、小石原庁舎 保健福祉課もしくは宝珠山庁舎 総合窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他

（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）